

大門町土地改良区だより



衣食足りて礼節を知る

題字 烏帽子田 清氏

第26号



令和3年度 島・上条地区県営ほ場整備事業新規採択



大門町土地改良区 理事長 齊藤 高志

令和3年度の大門町土地改良区だより第26号の発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様には、常日頃より大門町土地改良区の運営並びに事業推進に対し、ご理解とご支援を賜りますことに厚く御礼申し上げますと共に、今後もこれまで以上にご協力を賜りますことお願い申し上げます。

去る、11月に市長選が実施され、夏野市長が引き続き市政を担われることとなりました。また、11月14日には市議会議員選挙が実施され、22名の市議が選出されました。当選された方々には心よりお祝いを申し上げますと共に、地域農業の重要性をご理解頂き、引き続き厚いご支援をお願い申し上げます。

本年も昨年につき、コロナ禍に世界中が巻き込まれ、多くの方々が亡くなられました。心よりお悔み申し上げます。しかし、その中でも東京オリンピック・パラリンピックが開催され、経済活動も少しずつではありますが、活性化させようと努力されております。第六、第七のコロナ波も心配されますが、早く収束し、いつもの日常が戻って来ることを切に願うばかりであります。

このような状況下におきましても、本土地改良区に大変うれしいニュースが舞い込んでまいりました。大型ほ場整備事業が実施された広上地区の農事組合法人「あしつきの郷」が、米生産コスト削減や高収益作物の栽培への取組みが評価され、全国土地改良事業団体連合会の農業農村整備優良地区コンクールにおいて、富山県内初の農村振興局長賞が授与されました。地域農業の発展のため努力された農事組合法人「あしつきの郷」や地域の方々に心よりお祝い申し上げます。

また、大型ほ場整備事業水戸田地区におきましては、登記処理が進行中であり、年度内には全てが完了するものと考えております。さらに、本年度に新規地区として島、上条地内を受益とする「島地区」が新規採択され、実施設計が行われており、令和4年度には一部工事が実施されるものと考えております。これとは別に、荒町、宮新田地区を対象とした調査費が導入され、今後は早期採択に向け努力して参りたいと考えております。

コロナ禍、米価の引き下げと農業を取り巻く環境は厳しい状況であります。好転する時期も見通せない中ではありますが、組合員の皆様には、ご健康に留意され、希望を持って新年をお迎えされることを切に願ひまして、大門町土地改良区だより発刊のご挨拶といたします。

農事組合法人あしつきの郷が、令和2年度農業農村整備優良地区コンクールにて、農村振興局長賞を受賞されました。 富山県では初めての受賞です！

このコンクールは、全国土地改良事業団体連合会主催のもと、農業農村整備事業を契機として、豊かで競争力のある農業や美しく活力のある農村の実現に取り組んでいる地区を表彰するものです。おめでとうございます。



あしつきの郷事務所



射水市役所にて、受賞報告



あしつきの郷事務所にて、富山県より表彰

農業組合法人 「あしつきの郷」の概要

広上地域農業を担う中心経営体として平成26年に設立。

農地の大区画化による米の生産コストの低減や水田の汎用化による高収益作物（ねぎや枝豆、リーフレタス等）を積極的に導入。また、人材育成、雇用の面においても高く評価されており、多様な園芸作物の導入と若き担い手による次世代を見据えた複合型農業を展開されている。

功 労 者 表 彰

高岡土地改良協議会
令和2年度土地改良功労者表彰を受賞されました。

総括監事代理 **安吉 孝宣** さん

受賞おめでとうございます。



総代会開催状況

○第55回通常総代会

令和3年3月23日（火）午後2時～

提出議案

- 議案第1号令和3年度事業計画について
- 議案第2号令和3年度大門町土地改良区一般会計予算について
- 議案第3号令和3年度大門町土地改良区農地転用決済金特別会計予算について
- 議案第4号令和3年度大門町土地改良区退任退職給与積立金特別会計予算について
- 議案第5号令和3年度大門町土地改良区庄川右岸中部用水調整委員会特別会計予算について
- 議案第6号令和3年度組合費の賦課及び徴収方法等について
- 議案第7号令和3年度役員並びに総代等の報酬及び費用弁償について
- 議案第8号金銭預入先金融機関について
- 議案第9号定款の一部変更について
- 議案第10号定款附属書総代選挙規程（案）について
- 議案第11号規約の一部変更について
- 議案第12号地区除外等処理規定の一部変更について
- 議案第13号農地転用決済金の交付について



○第56回臨時総代会

令和3年8月25日（水）午後2時～

提出議案

- 議案第1号一般会計収支補正予算（第1回）について
- 議案第2号令和2年度事業報告について
- 議案第3号令和2年度一般会計収支決算について
- 議案第4号令和2年度特別会計収支決算について
- 議案第5号令和2年度財産目録について
- 議案第6号定款の一部変更について
- 議案第7号定款附属書役員選挙規程の一部変更について
- 議案第8号定款附属書総代選挙規程の一部変更について
- 議案第9号会計細則の一部変更について



令和2年度 事業報告について

1. 地区及び組合員の状況

- (1) 地区総面積 田：979.34ha 畑：16.21ha
- (2) 組合員数 1,456名

2. 事業の状況

県単独農業農村整備事業

(単位：円)

地区・工事名	事業量	事業費	財源		施工者	契約金額
			交付金	地元負担金		
八塚地内排水路改修工事	水路工 L=112.7m	7,500,000	5,625,000	1,875,000	新栄建設(株)	7,458,000

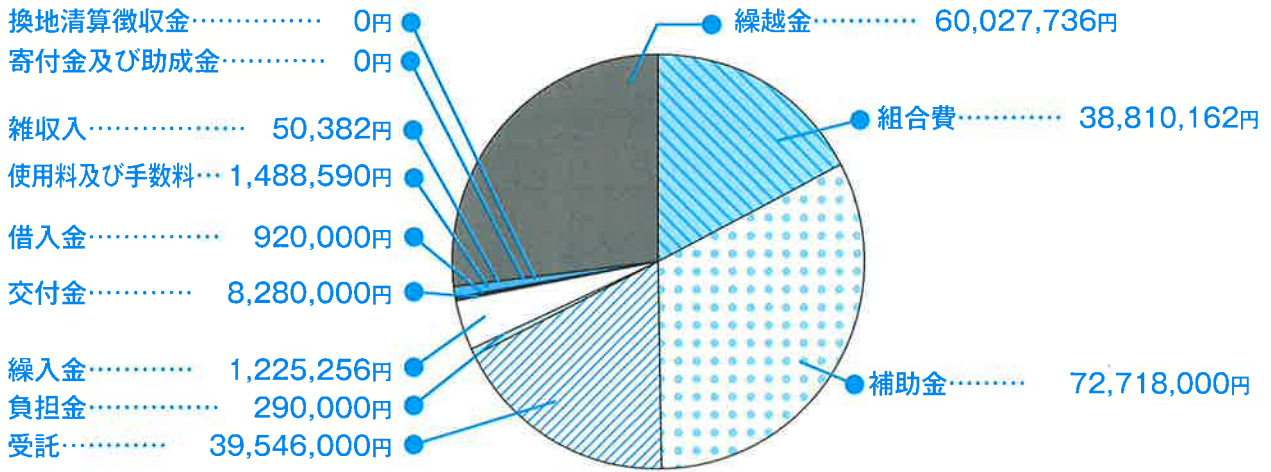
土地改良施設維持管理適正化事業加入状況

(単位：円)

加入年度	地区名	事業費(千円)	実施年度	拠出金（令和元年度）			完了年度
				事業費	事務費	計	
H30	浅井161号用水路	2,600	R2	270,000	11,070	281,070	R2
R1	下条排水路	2,700	R3	156,000	6,396	162,396	R5
R2	荒川排水路	6,500	R2	390,000	15,990	405,990	R6

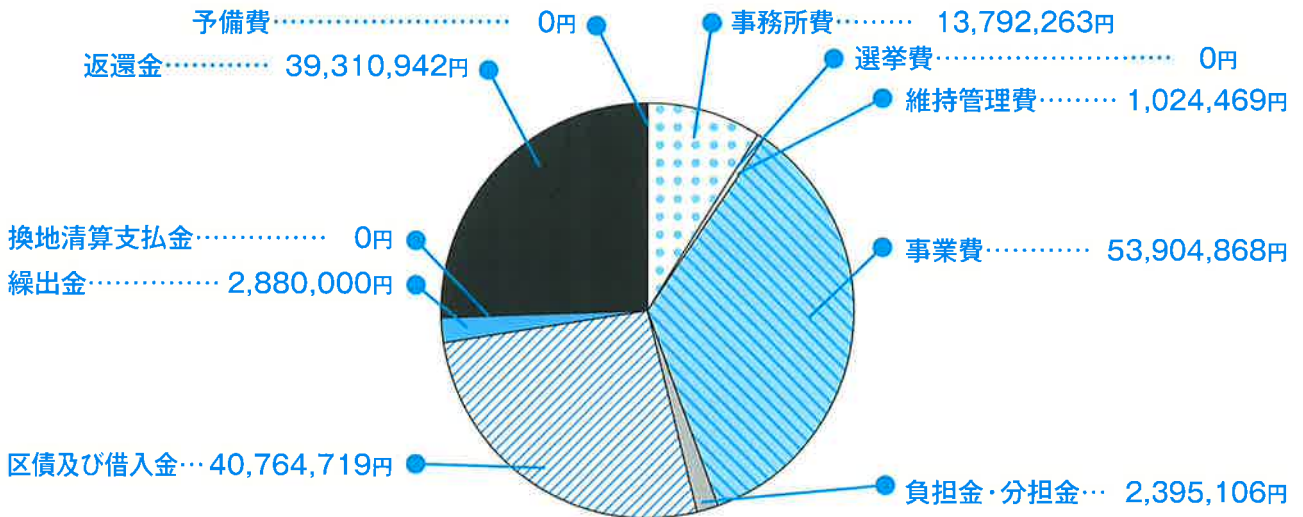
令和2年度 一般会計収支決算

収入



収入決算合計
223,356,126円

支出



支出決算合計
154,072,367円

収入決算額 223,356,126円

支出決算額 154,072,367円

収支差引残高 69,283,759円 翌年度へ繰越

令和2年度 特別会計収支決算

農地転用決済金収支決算

(単位：円)

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度積立額
32,000,000	30,517,023	1,225,256	29,291,767

退任退職給与積立金収支決算

(単位：円)

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度積立額
8,900,000	8,988,909	36,000	8,952,909

庄川右岸中部用水調整委員会収支決算

(単位：円)

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度積立額
37,600,000	37,792,384	1,242,112	36,550,272

令和2年度 財産目録

資産の部

(単位：円)

項 目	金 額
1. 流動資産（現金・貯金）	69,420,895
2. 特定資産（見返金・出資金など）	74,932,948
3. 固定資産（土地・建物・備品など）	30,367,770
合 計	174,721,613

負債の部

(単位：円)

項 目	金 額
1. 長期負債	168,938,248
2. 短期負債	74,794,948
合 計	243,733,196

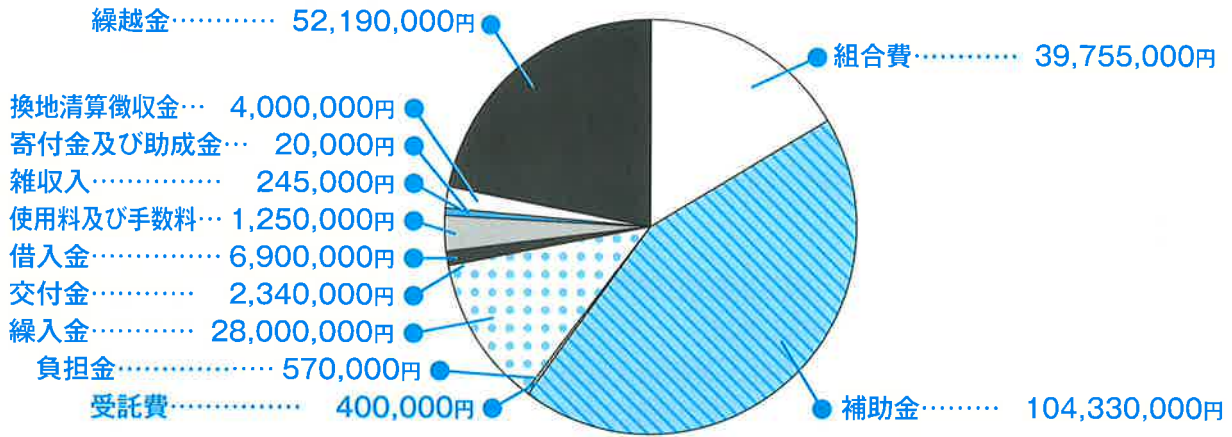
主 な 行 事

月 日	内 容
令和2年	
6月25日	ほ場整備研究会
7月3日	監事会・監査会
17日	第1回理事会
8月18日	庄川右岸中部用水調整委員会（第1回）
21日	第54回臨時総代会
10月29日	指名委員会
11月24日	むらづくり推進委員会
12月10日	山の谷ため池調整委員会

月 日	内 容
令和3年	
1月14日	監事会・監査会
21日	第2回理事会
2月4日	換地研修会
16日	庄川右岸中部用水調整委員会（第2回）
25日	第3回理事会
3月23日	第55回通常総代会

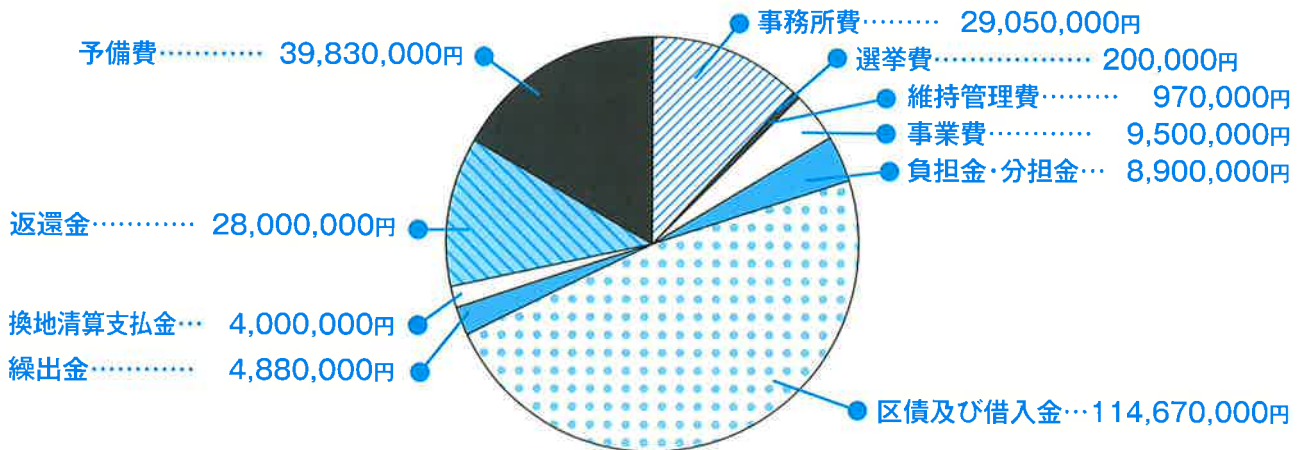
令和3年度 一般会計収支予算

収入



収入予算合計
240,000,000円

支出



支出予算合計
240,000,000円

令和3年度 特別会計収支予算

農地転用決済金収支予算 (単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
収入・支出	32,000,000	32,000,000	0

退任退職給与積立金収支予算 (単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
収入・支出	10,400,000	8,900,000	1,500,000

庄川右岸中部用水調整委員会収支予算 (単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
収入・支出	38,500,000	37,600,000	900,000

組合員の皆様へお知らせ

◎賦課金について

- 経常賦課金《予定額》（令和4年6月発行・納期6月末日）
 - 運営事務費（高岡市下麻生地区を除く） 田10a当たり2,000円、畑10a当たり500円
 - 水利費 庄川右岸中部用水受益について、田10a当たり1,000円
- 特別賦課金（令和4年11月発行・納期11月末日）
事業の償還に充てるために賦課するもの

◎賦課金の納付について

金融機関より振込される場合は、振込手数料がかかります。手数料は、組合員様のご負担となりますので、口座からの引落をお勧めいたします。

また、口座引落で納入されている方は、通帳記入をもって領収書とかえさせていただいております。領収書が必要な方は、当土地改良区までご連絡ください。

◎組合員の変更があったとき【土地改良法第43条】

- 組合員が亡くなった場合
- 住所や登録組合員名を変更する場合
- 農地の売買、貸し借り、贈与、交換等で変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

組合員及び引落口座に変更があった場合は、**貯金口座振替依頼書**の提出が新たに必要となります。

◎農地の転用には、転用申請・転用決済金が必要です。【土地改良法第42条2項】

- 転用申請、転用決済金の納付が行われないと、土地改良区の台帳が更新されず、毎年賦課金が掛かります。
- 公共（道路・公園等）用地として転用される場合でも、転用決済金の納付が義務付けられています。
- 公共道路への転用や寄付の申請が忘れられていて、後日問題となる場合が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約の際は、土地改良区への申請、転用決済金の処理について、十分協議し必ず申請してください。

土地改良区への手続きは自己申告です

※役所で手続きを行っても、土地改良区の台帳は修正されませんので、ご注意ください。

土地改良施設を他の目的に使用する場合は、申請・承認が必要です!

- 土地改良区が維持管理する、用排水路、農道、ため池等を改築、蓋掛け等、農業以外の目的で使用する場合は、申請・承認が必要です。
- 施設の利用者は承認条件を厳守し、土地改良区に対して不利益な行為や事業に支障となる場合は、その一切の責任を負うこととなります。
- 施設の使用期間は5年です。継続の場合は更新手続きが必要です。
- 無届の施設については、現況復旧することを原則とし、又その間の事故等一切の責任は、土地改良区は関知いたしません。

大門町土地改良区 e-mailアドレス

daimonmatidokai@po11.canet.ne.jp